

逗子市介護予防・日常生活支援総合事業による通所型サービス 地域密着型通所介護 重要事項説明書

当施設はご契約者に対して逗子市介護予防・日常生活支援総合事業による通所サービス及び地域密着型通所介護事業を提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名 | 合同会社 たけのこカンパニー |
| (2) 法人所在地 | 神奈川県逗子市逗子3丁目3番23号 |
| (3) 電話番号 | 046-890-2766 |
| (4) 代表者氏名 | 代表社員 竹内 潤 |
| (5) 設立年月日 | 平成29年4月7日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|---------------|----------------------|
| (1) 事業所名 | リハビリセンター彩 |
| (2) 事業所の所在地 | 神奈川県逗子市逗子3丁目3番23号 |
| (3) 電話番号 | 046-890-2766 |
| (4) FAX番号 | 046-876-6663 |
| (5) 介護保険事業所番号 | 逗子市指定 第 1492500101 号 |
| (6) 指定年月日 | 平成29年11月1日 |
| (7) 管理者氏名 | 竹内 美穂 |
| (8) 利用定員 | 10名 |

3. 施設の目的及び運営方針

「あなたの生活に彩を」を理念とし、要介護状態となった場合においても住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができ、生涯にわたって社会の中で役割を持ち、人に必要とされる存在であり続けることを支援します。そして、これを継続することにより、逗子市及びその周辺地域の健康寿命を延ばすことに貢献します。

4. 事業所の職員体制等

(1) 職員体制

(令和4年8月現在)

職員の職種	人数	区分				職務の内容
		常勤		非常勤		
		専	兼	専	兼	
管理者	1	0	1	0	0	従事者の管理、業務実施の把握、指揮命令
生活相談員	2	0	2	0	0	相談業務
機能訓練指導員	2	1	0	1	0	機能訓練業務
介護職員	2	1	1	1	0	介護業務

(2) 暴力団の排除

逗子市暴力団排除条例に基づいて、市と介護保険事業所が協働して、暴力団排除の推進を図るものとして、事業所を開設する法人の役員、事業所の管理者をはじめとする事業所の運営に従事する者は、暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有するものであってはならないこととする。

(3) 通常の送迎の実施地域

逗子市内全域

(4) 営業日

営業日	月曜日から金曜日（祝日、12/29～1/3は休み）		
営業時間	8:30～17:30		
サービス提供時間	【1単位目】	【2単位目】	
		9:15～10:45	9:15～12:15
		10:45～12:15	13:45～16:45
		13:45～15:15	
		15:15～16:45	

※催事や天候等管理者が特に必要があると認めた場合は、営業日・営業時間を変更することがございます。

5. サービスの内容と利用料金

(1) サービス内容

事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通っていただき、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の支援及び機能訓練（運動機能訓練、ADL 動作訓練、IADL 動作訓練、外出訓練、余暇活動、メンタルケア）、希望により送迎サービスを行うことにより、利用者の心身機能の維持・向上を図るサービスを提供いたします。

(2) 費用

利用料は別紙「利用料金表」の通りとなります。(要介護度及び負担割合証によって自己負担額が異なります)。

(3) 利用料等のお支払方法

お支払方法は原則として銀行引き落としとなっております。毎月 20 日までに前月分の利用料請求書を送付いたしますので、27 日までに口座にご用意下さい。領収書は入金確認後、発行いたします。

6. キャンセル料

キャンセルをされる場合、キャンセル料がかかります。

利用日の 8:30 までに連絡があった場合	無料
利用日の 8:30 以降、又はご連絡がなかった場合	別紙「利用料金表」の通り

7. サービス内容に関する苦情等相談窓口

(1) 当事業所

お客様相談窓口	窓口責任者	管理者	竹内 美穂
	担当者	介護職員	柳田 悠介
	ご利用時間	8:30～17:30（月～金曜日）	
	電話	046-890-2766	

(2) 行政機関その他苦情受付機関

逗子市福祉部高齢介護課 介護保険係	所在地	逗子市逗子 5 丁目 2 番 16 号
	電話番号	046-873-1111
	F A X	046-873-4520
	受付時間	9:00～17:00
神奈川県 国民健康保険団体連合会 介護保険課	所在地	横浜市西区楠町 27 番地 1
	電話番号	045-329-3447
	受付時間	8:30～17:15

8. 非常災害時の対策

- (1) 災害時の対応...訓練に基づき、避難救出いたします。暴風雨雪等の警報が発令され、送迎が危険な場合は事業を休止いたします。
- (2) 防災設備...消防法に基づく設備を設置しています。
- (3) 防災訓練...消防計画等に基づき、非常災害時の関係機関への通報体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、避難救出、その他必要な訓練を定期的実施いたします。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に病状の急変等があった場合は、前もって頂いている緊急連絡先の家族に速やかに連絡すると共に、逗子市総合事業による介護予防ケアマネジメント、居宅サービス計画を作成した担当の地域包括支援センター又は介護支援専門員へ連絡します。同時に事業者の判断で緊急対応させていただきます。

10. 感染症対策

事業者は、発症が予測される感染症に対し、すべての職員が同じ手順で対策が行われるように感染症対策マニュアルを作成しています。感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね 1 年に 1 回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図っています。
- (2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための指針整備をしています。
- (3) 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施します。
- (4) (1)～(3)までの他、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

11. 虐待防止のための措置

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者（管理者）を選定しています。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会をおおむね1年に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (4) 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (6) 身体拘束について、事業者は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。ただし、自傷他害のおそれがある場合等、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。又事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。
 - ① 緊急性：ただちに身体拘束を行わなければ、利用者本人又は他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
 - ② 非代替性：身体拘束以外に、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
 - ③ 一時性：利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、ただちに身体拘束を解きます。

12. ハラスメント

事業者は、正当な理由がなく、サービスの提供を拒否することはありません。ただし、以下の場合は、サービスの提供を中止させていただくとともに、ただちに当該市区町村に状況報告をいたします。

- (1) サービスの利用に関する指示に従わない等により、要介護状態等の悪化をもたらす場合。
- (2) 偽りその他の不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとした場合。
- (3) 下記のような行為があり、ハラスメントに該当するとみなされる場合
 - ① 暴力又は乱暴な言動、無理な要求（例：物を投げつける、刃物を向ける、服を引きちぎる、手を払いのける、怒鳴る、奇声、大声を発する、対象範囲外のサービスの強要）
 - ② セクシャルハラスメント（例：職員の体を触る、手を握る、腕を引っ張り抱きしめる、ヌード写真を見せる、性的な話し卑猥な言動をする）
 - ③ その他（例：職員の自宅の住所や電話番号を聞く、ストーカー行為等）

13. 秘密保持

- (1) 事業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を厳守いたします。
- (2) 事業者は、職員であったものから、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密が漏れることのないよう、管理を徹底いたします。
- (3) 事業者は、サービス担当者会議等におきまして、利用者の個人情報を用いる場合は、あらかじめ利用者又はその家族からの同意をいただきます。

14. 個人情報の保護

- (1) 利用者の個人情報を含むサービス計画、各種記録等については、関連法令及びガイドライン等に基づき個人情報の保護に努めるものとします。
- (2) 個人情報の取り扱いに関する利用者からの苦情については、苦情処理体制に基づき適正かつ迅速に対応するものとします。

15. サービス利用にあたっての禁止事項

- (1) 利用者の禁止行為
 - ① 事業所の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷等の迷惑行為
 - ② 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑になるような行為
 - ③ パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等の行為
 - ④ 施設内・送迎車内における飲酒及び喫煙
 - ⑤ サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載すること

(2) 職員の禁止行為

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭及び金銭に相当する物品の授受
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

16. サービス利用にあたっての留意事項

- (1) 送迎時間の連絡：初回利用案内により、事前に連絡します。
- (2) 体調管理：健康チェック（検温、血圧、脈拍等）により確認します。サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出下さい。
- (3) 所持金・貴重品の管理：所持金品は自己の責任で管理をお願いいたします。
- (4) 所持品の持ち込み：所持品にはできる限りお名前を記入して下さい。
- (5) 飲食物の持ち込み：利用される方の中には、持病の関係により食事制限をされている方がいます。飲食物の差し入れや配布はご遠慮頂き、ご自分で召し上がる分のみお持ちいただくようお願いいたします。
- (6) 当事業所の設備、器具の利用：利用前に必ず職員にご連絡ください。ご利用にあたっては、本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- (7) 健康上の理由によるサービス提供の中止：①利用者の病気・怪我等の状態が思わしくない場合は、サービスの提供を中止することがあります。②当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合、利用中に体調が悪くなった場合は、サービス内容の変更又は提供を中止することがあります。その場合、家族に連絡の上、適切に対処します。又、必要に応じて家族と共同して主治医に連絡を取る等、必要な措置を講じます。
- (8) 悪天候や災害発生、その他事由によるサービス提供の中止：①台風、積雪又は各種警報発令時、災害発生時はサービスの提供を中止、もしくはサービス提供時間の短縮をさせていただく場合があります。②送迎の際やサービス利用中に、利用者が飲酒の影響が見られるなど著しい精神錯乱状態にあり、事業所が提供するサービスを受けることができない状態又は他の利用者の利益を損なう恐れのある状態の場合は、サービスの提供を中止させていただく場合があります。又他の利用者や職員に対するセクシャルハラスメントや暴言・暴力行為が認められる場合もサービスの提供を中止させていただく場合があります。

【説明確認欄】

令和 年 月 日

上記により重要事項を説明し、同意を得、交付いたしました。

事業所 所在地 神奈川県逗子市逗子3丁目3番23号
 事業所名 リハビリセンター彩
 説明者 _____ 印

上記の通り説明を受け、同意し、交付を受けました。

住 所 逗子市
 氏 名 _____ 印
 代筆者 _____ 印
 本人との続柄 _____